

ぱれっと

2012
7月
No.155



P 2~3

特集 | 地域の復興をアシスト!!

NPO法人都市デザインワークス

東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会

P 4~5

サポセン事業報告 | これから始める"活動計算書" 5月22日(火)開催

P 6

市民活動サポートセンターからのお知らせ

特集

地域の復興をアシスト!!

住民が主役の復興まちづくりを

NPO法人 都市デザインワークス

まちづくりの専門家として仙台を中心に、市民主体のまちづくりを支援し、今年で10周年を迎えます。震災後は、宮城県と沿岸13市町の震災復興計画を整理し、南蒲生地区の復興まちづくりをサポートするなど、これまでの実績と専門性を生かし、住民主体の復興まちづくりを支援しています。(住民の話し合いのサポートを行っている様子 ▶)



市民主体のまちづくりの専門家

都市デザインワークスは、「まちづくりは行政の手の中にあるものではなく、住民の想いや活動が基本」という市民主体のまちづくりを目指し、まちづくりの実務者や研究者、市民活動者が集まり、2002年8月に設立されました。

主な活動としては、市民主体のまちづくりのコンサルティングや市民参加型ワークショップなどの企画運営、まちづくりに関わる情報発信や政策提言(せんだいセントラルパーク構想など)を行っています。

専門スキルを生かした復興支援

震災以降は、ふっこうカフェ(※P3参照)をはじめ、これまでの10年間で培った専門性や実績、ネットワークを生かし、復興支援活動を展開しています。

県沿岸の「震災復興計画の整理」は、各市町の震災復興計画の内容を把握するため、それぞれの施策・事業を拾い出し、市民目線で構成した共通のテーマに分類。各市町を比較できるように整理しました。そうすることで、テーマによっては支援が、厚いもの、十分ではないものなど被災地の状況が分かり、市町の特徴も見えてくるそうです。

代表理事の榎原さんは、「支援の現場で活躍しているNPOの方々にもご覧になっていただき、行政が行おうとしていることと、現場で感じて不足していることなどのギャップをうめるためのツールとして使っていただけたら」とおっしゃいます。

復興のまちづくりをサポート

現在は、仙台市宮城野区で津波被害を受けた南蒲生地区へ、仙台市から派遣される「まちづくりコンサルタント」として住民が主体で行っている復興計画策定の支援をしています。

南蒲生町内会は、世帯数240戸、その多くの家が津波被害を受けました。災害危険区域の線引きの変更により翻弄され、同じ町内会の中に、防災集団移転事業の対象区域内から移転する住民、区域外で現地再建をする住民と移転を希望する住民の“三者三様”の状況。その“三者三様”の住民が、町内会に「復興部」を新設し、生活再建と将来の南蒲生のまちづくりについて、行政と一緒に話し合っています。

住民と行政のつなぎ役として

復興計画策定の中で、都市デザインワークスは、住民と行政の中間的な立ち位置で、「住民の意見や提案」を「行政との協働で実現可能な事業」にするためにどうすれば良いかを検討し、住民にも行政にも案を示していく「つなぎ役」を担っています。

今年4月には現地再建希望者-移転希望者が共に描く南蒲生の将来像を「南蒲生復興計画(基本構想)」としてまとめ、市に提案を行いました。今後は、基本構想を軸に、全世帯へ行ったアンケート調査の結果をふまえて、仙台市とも連携し、まちづくりの将来像とその実現手法を検討していきます。

「あくまでも主役は住民。自分たちのまちづくり・復興計画と認識してもらうことが大切です」と、榎原さん。行政に何でも頼るのではなく、住民が主体となって、地域で抱えている課題を解決し、その地域の魅力を生かした復興まちづくりを実現していきたいとのことでした。(吉田祐也)

○団体情報○

NPO法人 都市デザインワークス

- 連絡先 〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-6-903
- TEL:022-264-2405 FAX:022-798-0080
- E-mail : info@udworks.net
- HP: <http://www.udworks.net/>

地域住民のチカラを信じて 東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会

東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会(以下、東北こんそ)は、東北圏(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県)の地域コミュニティの自立及び再構築を目的として大学や企業、行政等様々な主体が連携して、地方の元気再生に取り組む、コミュニティ支援ネットワーク。2008年に設立され、震災後は、被災地のコミュニティ再建の支援に取り組んでいます。今回は、幹事の鈴木孝男さん(右写真▶)にお話を伺いました。



一人で頑張らないまちづくりのために

最近、地域に対して自力で課題解決することが求められるようになってきました。しかし、過疎化、マンパワー不足、地域づくりの担い手の高齢化、行政職員の減少と、課題を解決しようにも限界があります。それを補う役割が必要ですが、過疎地域には、担い手となり得るNPOがありません。そこで東北こんそが誕生したのです。地域ごとの特徴や多様な課題に合わせた支援を行っています。各地域で蓄積したノウハウを応用し共有することで、東北圏で交流・切磋琢磨するようなネットワーク構築を目指しています。「一人で頑張らない」。1つの自治体が無理をしたり、地域の中で誰かに負担が偏ってしまうようなやり方なく、みんなで支えあう仕組みづくりです。

復興のまちづくり～コミュニティ再建のために

震災後まずは2011年4月14日に第1回「ふっこうカフェ」(※右参照)を開催しました。毎回30～50人位の仙台を中心とした市民が集まって情報交換や勉強をし、「次にどんなことが起こると考えられるか」先を見据えようとしています。2012年6月15日には第10回目を開催しました。

次に、コミュニティ再建支援。2011年5月には復興まちづくりやコミュニティ支援に関する情報交換を目的に「地域コミュニティ支援連絡会議」を結成。これを経て「復興まちづくり推進員」を2011年度は南三陸と東松島に各4名配置し、被災地域のコミュニティ再生支援活動、復興まちづくり支援活動を行いました。「復興てらこ屋」という勉強会や交流の場を設けて地域とのつながりを育みつつ、推進員は地域懇談会の記録手伝いや、被災地と外部(中越や神戸)のまちづくり専門家をつなぐ等の支援活動を展開しています。さらには、2011年8月支援体制を整えるため、「復興まちづくり推進協議会」を立ち上げました。

復興のまちづくり～孤立化を防ぐために

子育て支援のスペース、高齢者の見守り、通院・通学のための交通など、復興まちづくりにはいろいろなことを議論しさまざまな要素を混ぜ込んでいく必要があるそうです。「実際に住んでからバス停がないとか、お店が遠いとかの不便に直面するのは不幸です。それでは人口が流出しコミュニティが維持できなくなります」と鈴木さん。まちづくりには、何回も話し合いを重ね合意形成する手間と時間がかかります。しかし、だからこそ「自分たちのまち」となり、愛着をもつことができ、自治力が養われるのです。鈴木さんは、「地域の自立」を「自分たちで人口を保ち安全に楽しく暮らしていける地域を創ること」と表現されました。地域住民にはそれができるチカラがあると信じています。(菅野祥子)

ふっこうカフェとは

東北各地で地域づくりを実践・支援するNPO等の有志が集い、被災地の支援ニーズ把握、復興に向けて情報交換を行い、「何ができるか?」を考える場です。詳しくは、「ふっこうカフェBLOG」をご覧ください。

<http://blog.canpan.info/fukkoucafe/>

ふっこうカフェ幹事団体

- ・東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会(通称:東北こんそ)
- ・宮城大学地域連携センター地域振興事業部
- ・東北大学大学院経済学研究科震災復興研究センター
- ・NPO法人まちづくり政策フォーラム(通称:まちフォ)
- ・NPO法人都市デザインワークス

○団体情報○

東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会

構成団体(2008年9月):宮城大学地域連携センター、NPO法人せんだい・みやぎNPOセンター、NPO法人まちづくり政策フォーラム、パシフィックコンサルタンツ(株)東北支社、(社)東北経済連合会、(公財)東北活性化研究センター
●連絡先:NPO法人まちづくり政策フォーラム 事務局
TEL:022-377-7577 E-mail:info@tohokuconso.org
HP:<http://www.tohokuconso.org>

サポセン 事業報告

サポセンでは、市民活動や復興支援活動、シニア世代の社会貢献活動を応援するため、市民活動の基礎知識から団体運営に関することまで、様々な講座を開催しています。



2012年5月22日開催

今から始める"活動計算書"

2012年4月1日、一部改正された特定非営利活動促進法（通称NPO法）が施行され、法的な手続きや実務面で様々な変更が必要となりました。その中の一つに、活動計算書の導入があります。

サポートセンターでは、「活動計算書って何？」の疑問にお応えするために、公認会計士の成田由加里先生を講師にお招きし、会計講座を開催しました。

NPO法人の会計基準

NPO法では、事業報告・会計報告などの情報を公開し、市民が活動に参加できる機会を作り、市民監視により公益性を担保するために、情報公開を重視し義務付けています。

しかし、1998年にNPO法ができて以来、NPO法人の会計基準はありませんでした。そのため、NPO法人の会計報告は千差万別で、活動実態がつかみにくくなっていました。

こうした状態を改め、全国のNPO法人が統一したルールで会計報告を作成し、信頼と支援を獲得できるようにするために、2010年7月にNPO法人会計基準が策定されました。

今回の法改正では、NPO法人の会計の中心を従来の「収支計算書」から「活動計算書」に改正し、会計基準に沿った形で行われ、会計の方法をできる限り統一することで、NPO法人の信頼性を向上させることを狙っています。

活動計算書の特徴

改正NPO法により、各NPO法人が毎事業年度終了後に所轄庁に提出する決算書類が、従来の収支計算書から活動計算書に変更となりました。

活動計算書の大きな特徴は、その目的として、従来の収支計算書よりNPO法人の活動を会計上反映させやすい点にあります。

具体的には収入と支出の差額を示していた収支計算書とは違い、収益から費用を引いた額を示す点にあります。

移行により、年度を通じたお金の残りを確認する収支計算書から、活動計算書に移行することにより、各事業に割かれた予算額や、それにかかった費用が分かりやすく示されるようになります。

ちょっと 講義内容をご紹介します！

『基本コース』では、1998年にNPO法が施行されて以来模索されてきた、NPO法人に最も即した会計基準の議論の経過に関して、講義いただきました。企業会計や公益法人会計における基準などと比較しながら、財務諸表の中での活動計算書の位置づけや従来からの収支計算書との差異に関して分かりやすくご説明いただきました。

また、基本コースの最後は、各法人で決める“勘定科目の設定”や“事業費と管理費”区分に関して実務的なお話をさせていただきました。

また、活動計算書への移行の中で、科目変更等が大きく取り上げられている中、今回は“財務諸表の注記”の書き方に関して、詳細に説明をさせていただきました。注記とは、活動計算書をより詳しく説明する為の書類で、大きな科目や金額に埋もれてしまう詳細な金額の使途などについて、数字ではなく、文字で説明します。

後半の実践コースでは、より具体的に活動計算書へ移行する為の説明をいただきました。共通経費の按分や、その他事業の利益の繰り入れ内容は、いずれも、基本的には各法人によって決定すべき事項ですが、成田先生からは、実際の活動計算書の記入例に基づき、わかりやすく説明いただきました。

当日は、成田先生から『基本コース』と『実践コース』の前後半にてご講義をいただきました。

I 基本コース

1	財務諸表の体系
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財務諸表の注記
5	収支計算書と活動計算書の違い
6	勘定科目の設定
7	事業費と管理費

II 実践コース

1	共通経費の按分
2	複数事業を行っている場合の表示方法
3	ボランティアによる役務提供を受けた場合
4	使途が制約されている寄付等の扱い
5	無償奉仕等で物的サービス提供を受けた場合
6	その他事業を行っている場合
7	その他事業で得た利益を繰り入れる場合

活動計算書への移行に関して

提出書類としての活動計算書への移行は、今年度以降の事業報告から必要になります。ただし、当分の間は、収支計算書を提出しても構わないことになっています。移行に当たっては、組織内での会計のあり方の検討や、場合によっては定款の変更が必要になる場合があります。早期の活動計算書への移行が有効である一方、組織内での会計に関する移行の確認や付随する事務作業が必要となりますので、移行する体制を徐々に作っていく事をお勧めします。

サポセンでは、今後継続的に活動計算書への移行や、その他NPO法改正に伴う事務的な変更に関する講座を開催していきますので、皆さまのご参加をお待ちしております。なお、講座の案内は、当センターのホームページをはじめ、市政だよりなどで告知をしていきます。直接のご案内をご希望される方は、当センターまでご連絡ください。（藤原航）

※参考資料:NPO法人会計基準ハンドブック
NPO法人会計基準協議会専門委員会 監修
認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク 発行

講師：成田 由加里さん

(公認会計士・税理士、東北大学会計大学院教授)



認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワークのメンバーとしてNPO会計基準策定に関わり、日本公認会計士協会特定非営利活動法人専門部会委員として当基準に関して検討を重ねてきた。現在宮城県他、東北各地でNPO会計支援を展開。地域のココロザシを専門分野で応援し、東北復興支援に奮闘している。

市民活動サポートセンターからのお知らせ

NPO法人の

『理事の代表権の制限に関する』登記の研修会

日時: 7月17日(火)午後6時～
7月18日(水)午後2時～
(※両日とも同じ内容です)

会場: サポートセンター6階 セミナーホール

参加費: 無料 (要申込・先着順/定員各日80名)

内容: サポートセンターでは、NPO法の改正に関連した、法人運営の実務者向けの研修会を開催しています。今回は、理事の代表権の制限に関する研修会を、仙台市と仙台北法務局の担当者を講師に招き開催いたします。

申込: 仙台市市民活動サポートセンター
TEL:212-3010 FAX:268-4042

復興の今を知る場サポセンサロン

「助成金を活かす！情報交換会」

日時: 7月24日(火) 午後6時～午後8時

会場: サポートセンター3階 相談・つながるサロン

参加費: 無料 (要申込・先着順/定員10名)

内容: 復興支援のための助成金を獲得した団体同士の交流会。申請書類だけでは分かりにくい、他の団体の活動について話を聞き、それぞれの団体がより良い事業を行うための情報交換の場です。

対象: 助成金※を獲得、申請中、申請しようとしている団体の方など。(※市内各区の被災者交流活動助成事業や赤い羽根共同募金など)

申込: 仙台市市民活動サポートセンター
TEL:212-3010 FAX:268-4042

支援のかたち～復興支援活動報告会～

日時: 8月8日(水) 午後2時～午後4時

会場: せんだいメディアテーク 1階オープンスクエア

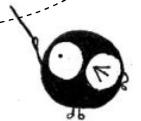
参加費: 無料 (申込不要)

内容: 東日本大震災の被災地で復興支援に取り組む団体をゲストにお招きし、これまでとこれからの支援のかたちについて参加者の皆さんと考えます。

お問合せ: 仙台市市民活動サポートセンター
TEL:212-3010 FAX:268-4042

表紙のひとコマ

3がつ11にちを
わすれない
ためにセンター
「サポセンかわら版～支援のかたち」
過去の映像はこちらからご覧いただけます↓
<http://recorder311.smt.jp/movie/14321>



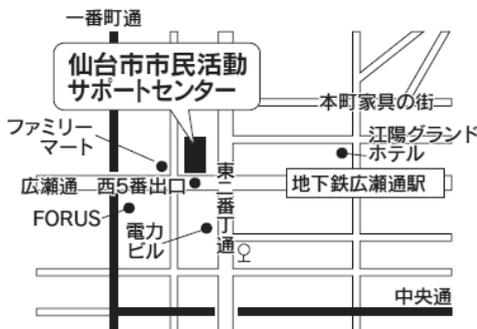
■ 仙台市市民活動サポートセンターとは

さまざまな分野の市民活動団体やNPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちが、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設です。

■ 仙台市シニア活動支援センターとは

これまで同様、シニア世代の地域・社会参加活動を応援していきますので、お気軽にお問合せください。

■ 案内図



○当施設に駐車場・駐輪場はございません。お車や自転車で来館される方は、周辺有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

注) 路上駐車・駐輪は、周辺の迷惑となりますのでおやめください。

○ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

[最寄のバス停] 電力ビル前、商工会議所前

[地下鉄] 広瀬通駅下車、西5番出口すぐ

■ 開館時間

平日/午前9時～午後10時
日祝/午前9時～午後6時

■ 7月の休館日

第2水曜日 7/11
第4水曜日 7/25

■ 編集後記

今月は「こんなまちにしたい」という思いを実現するため、地域住民とともに復興のまちづくりに取り組んでいる、2つの団体の特集しました。「地域住民には実現できるチカラがある」と信じ、「そこに住む人たちが主役」と、あくまでサポート役に徹する姿勢が共通していますね。(スタッフ一同)

発行: 仙台市市民活動サポートセンター

仙台市シニア活動支援センター

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目1-3

TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

ホームページ <http://www.sapo-sen.jp>

ブログ <http://blog.canpan.info/fukkou/>

発行日: 2012年7月11日

編集: 特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター

編集人: 小松州子 菅野祥子 太田貴 葛西淳子 松村翔子

仙台市市民活動サポートセンターは、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターが仙台市の指定管理者として、管理運営を行なっています。[指定管理期間: 2010年4月1日～2015年3月31日]